

**重要**

全道の医療機関で受給者証が使えます！

## 子ども医療給付事業のご案内



市民福祉部市民生活課保険年金係  
(☎0164-26-2133)

## 子ども医療の助成内容

市内に住所を有する中学生までのお子さまの保険診療の一部負担金（自己負担）を全額助成します。

※児童手当に準じた所得制限があります。

※薬の容器代・差額ベッド代・予防接種などの保険外診療や入院時の食事代は助成の対象外です。

## 医療助成を受けるには

☆全道の医療機関で受給者証が使用できますので、受診の際には、お子さまの健康保険証と受給者証を病院等の窓口で提示してください。**窓口での自己負担額はありません。**

☆受給者証を忘れて受診したときや道外の医療機関を受診した場合は、自己負担額をいったん支払い、後日担当窓口で支給申請をしてください。

☆小児慢性特定疾病医療受給者証や自立支援医療受給者証等をお持ちの方は、受給者証と一緒に病院等の窓口で提示してください。

## 自己負担を支払ったときは

下記のものを持参のうえ、担当窓口で支給申請をしてください。(受診日の翌日から2年を過ぎると申請ができなくなります)

### 【申請に必要なもの】

- ・受給者証 ・医療機関の領収書（原本）
- ・お子さまの保険証
- ・通帳など振込口座がわかるもの

## 高額な医療を受けるとき

加入している健康保険へ「限度額適用認定証」の交付申請をして医療機関へ精算する前に交付を受けてください。

限度額適用認定証の交付が間に合わない場合は、後日、担当窓口から高額療養費の精算方法等をご連絡します。

## 受給資格がなくなる場合

次の場合は、受給資格がなくなります。受給者証は使用できませんので担当窓口で手続きをしてください。

☆深川市外へ転出するとき

☆重度心身障がい者、ひとり親家庭等の医療給付事業の受給者となったとき

☆生活保護法、児童福祉法等の制度により医療費の給付を受けるようになったとき

☆保護者（お子さまの健康保険の被保険者（組合員）または国保世帯主）の前年の所得が下記の限度額を超えたとき

扶養親族数	所得限度額
0人	6,220,000円
1人	6,600,000円
2人	6,980,000円
3人	7,360,000円

以下、所得税法上の扶養親族1人につき、所得限度額に38万円を加算（児童手当の限度額と同様）

## 学校や保育所等でのケガなどをした場合

学校や保育園の管理下での負傷や疾病等で医療機関を受診する場合は、子ども医療受給者証は使用しないでください。

学校や保育園が加入している日本スポーツ振興センター保険の支給に該当するときは子ども医療の助成対象とはなりませんので、受給者証を使用して診療を受けた場合は、市に医療費を返還していただくことになります。



### こんな時は届出・申請を

次の場合、受給者証・お子さまの健康保険証を持参して届出をしてください。

#### 市内で引越しをするとき

受給者証の住所変更が必要です。

#### 市外へ転出するとき

深川市の受給者証は使用できなくなるため回収します。

#### 加入している健康保険が変わったとき

変更後の保険証を確認しますので届出をしてください。

### 適正受診にご協力ください

医療費の増加の原因には、お医者さんへのかかり方が大きく関わっています。誰もが安心して医療を受けられるよう適正受診にご協力をお願いします。

#### 「休日・夜間の受診」は控えましょう

夜間や休日の受診は、緊急性の高い患者さんのためのもので、医療費も高く設定されています。

#### 「はしご受診」はやめましょう

同じ病気で複数の医療機関にかかると、そのたびに初診料が必要となり医療費の増加の原因となります。

## ジェネリック医薬品を利用しましょう



深川市では、医療費全体の削減を図るため、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の利用をおすすめしています。

ジェネリック医薬品は、特許が切れた先発医薬品（新薬）と同じ有効成分があり新薬よりも3～5割安くなります。

ジェネリック医薬品を選択するには、医師や薬剤師に「ジェネリック医薬品を希望します」と伝えてください。

（ただし、ジェネリック医薬品がない場合もあります）

夜間の子どもの急な病気やけがなどの相談

**北海道小児救急電話相談**

短縮ダイヤル **#8000**

または **011-232-1599**

19:00

～

翌朝 8:00

**365日**

夜間の急な病気のときに受診に関する  
アドバイスをを行います

**夜間救病テレホンセンター**  
**22-4100(深川市立病院内)**